平成28年熊本地震における入学手数料及び入学料の徴収猶予に関

する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県立高等学校（以下「県立高校」という。）へ転入学を志願し、又は入学を許可された平成28年熊本地震の被災者等に対する入学手数料及び入学料について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の６第１項第３号に基づく徴収の猶予について必要な事項を定めるものとする。

（徴収猶予の要件）

第２条　県立高校への転入学を志願する者又は転入学を許可された者が、平成28年熊本地震の発生の日において災害救助法適用地域内に住所又は居所を有していた被災者であるときは、入学手数料又は入学料の徴収を猶予する。

（徴収猶予申請の手続等）

第３条　前条の規定により入学手数料又は入学料の徴収猶予を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める入学手数料徴収猶予申請書及び入学料徴収猶予申請書により、高知県教育長（以下「教育長」という。）に申請するものとする。

２　教育長は、前項に規定する申請があった場合において、徴収猶予の決定を行うとともに、申請者にその旨を通知する。

３　前項の決定を受けた入学手数料及び入学料の徴収猶予期間は、高等学校課長及び県立高校の校長の指定する納付期限の翌日から平成28年６月30日までとする。

附　則

　この要綱は、平成28年５月24日から施行する。

入学手数料徴収猶予申請書

平成　　年　　月　　日

　　　　高知県教育長　田村　壮児　様

　今回の平成28年熊本地震において被災したため、県立高校の入学手数料の徴収猶予を申請します。

１　申請者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　連絡先

２　学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

　　　　住　所

　　　　氏　名

　　　　連絡先

　　　　申請者との関係

３　被災地

　　　　住所

入学料徴収猶予申請書

平成　　年　　月　　日

　　　　高知県教育長　田村　壮児　様

　今回の平成28年熊本地震において被災したため、県立高校の入学料の徴収猶予を申請します。

１　申請者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　連絡先

２　学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

　　　　住　所

　　　　氏　名

　　　　連絡先

　　　　申請者との関係

３　被災地

　　　　住所